

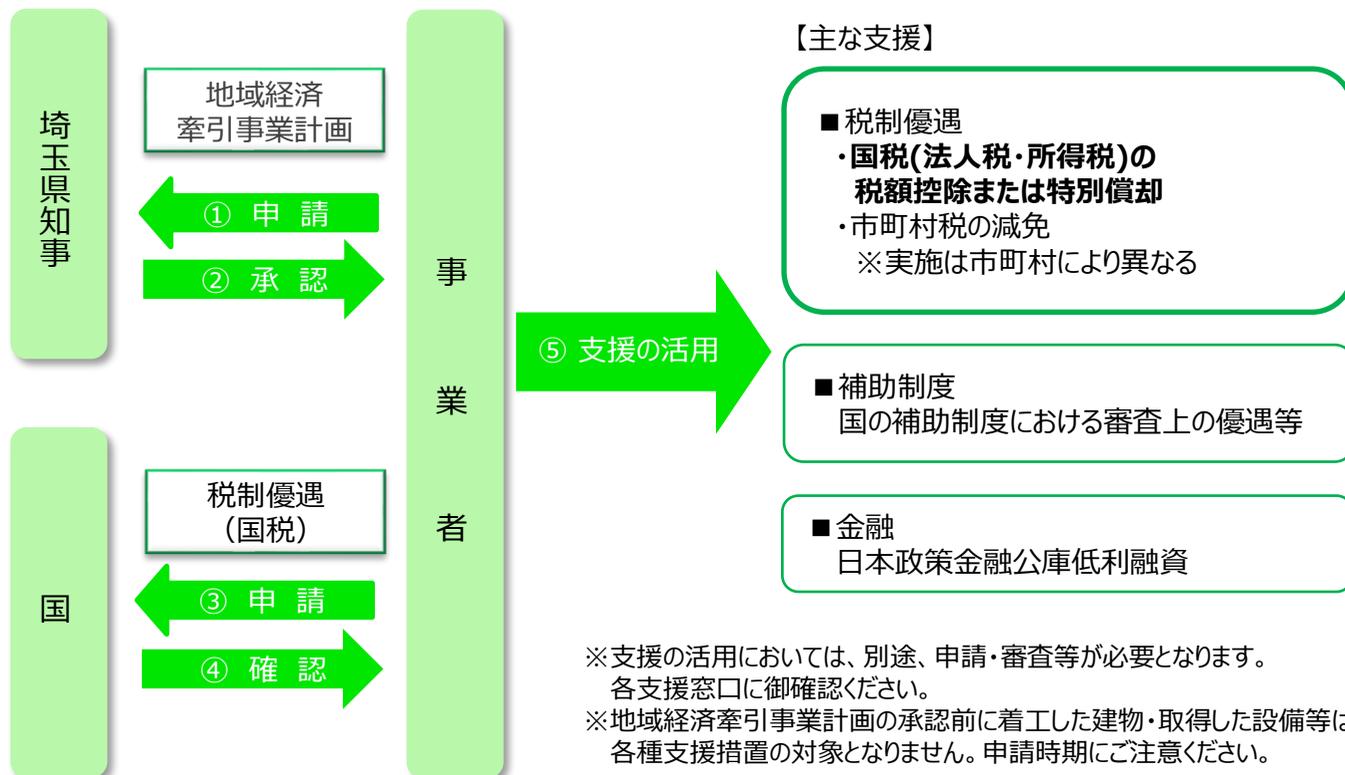


埼玉県マスコット「さいたまっ&コバトン」

# 地域未来投資促進法<sup>※</sup>に基づく 支援のご案内

※地域の特性を生かし高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を支援するため、政策資源を集中投資するもの。

## 地域未来投資促進法の活用フロー



## 設備投資に対する税制優遇（課税の特例）

県知事の承認後、国の確認を得ることで事業に必要な**設備投資**に対し、税制優遇が受けられます。

【対象資産の取得期限：令和10年3月31日】

【要件】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5% / 6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

建物等は着工日の前日までに県知事承認が必要になります。機械装置・器具備品については、取得前までに県知事及び国の承認を受ける必要があります。※取得日の扱いについては税務署の判断となります。※上乗せ要件については、経済産業省HPをご確認ください。

- ①労働生産性の伸び率が4%以上  
又は投資収益率が5%以上
- ②設備投資額が1億円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の25%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤【過去に埼玉県知事の承認及び国の確認を受けている場合】  
当計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率5%以上

# 地域経済牽引事業計画の承認要件

- ①事業計画の内容が基本計画の分野に該当し、地域の特性を活用すること
- ②高い付加価値を創出すること（付加価値創出額：5,468万円以上）
- ③いずれかの経済的効果が見込まれること

取引額5.6%増加、売上げ5.6%増加、雇用者数4.4%増加、雇用者給与等支給額1.2%増加

## 埼玉県の基本計画（令和6～10年度）

	第2期埼玉県基本計画	第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション 周辺地域基本計画	第2期埼玉県熊谷市基本計画
分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成長ものづくり（製造業）</li> <li>○流通関連（物流・食料品製造業）</li> <li>○デジタル</li> <li>○カーボンニュートラル、 サーキュラーエコノミー関連</li> <li>○観光</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ロボット産業</li> <li>○成長ものづくり（製造業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ・観光・まちづくり</li> <li>○医療・ヘルスケア関連</li> <li>○農林水産・地域商社</li> <li>○デジタル</li> </ul>
対象地域	県全域	川越市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、 越生町、川島町、吉見町、鳩山町	熊谷市

## スケジュール

※こちらは一般的なスケジュールになります。個別に御相談ください。

### Step 1 埼玉県への申請

- 事前相談
- 事業計画（ドラフト）提出

【約2か月】

- 本申請

【約2週間】

- 県知事の承認を取得
- 建物の着工

### Step 2 国への申請

- 事前相談
- 事前締め切り
- 確認申請書の締め切り
- 主務大臣による確認日
- 建物・設備の取得

### Step 3 税務署への申請

確定申告時に税務署へ申告  
※詳細については[国税庁HP](#)を  
御確認ください。  
検索ワード：地域未来投資促進税制



県HP



経産省HP



国税庁HP

### 【参考】令和7年度の国への申請スケジュール

日程	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回
事前締め切り	5月26日	7月8日	8月21日	10月14日	12月15日
確認申請書の締め切り	6月18日	7月31日	9月16日	11月5日	1月13日
主務大臣による確認日	8月27日	10月16日	11月28日	1月30日	3月26日

第2期埼玉県基本計画  
第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画

埼玉県産業労働部 企業立地課 立地支援担当

☎ 048-830-3800  
✉ a3900-01@pref.saitama.lg.jp

第2期埼玉県熊谷市基本計画

熊谷市産業振興部 企業活動支援課 企業活動支援係

☎ 048-524-1470  
✉ kigyokatsudo@city.kumagaya.lg.jp